

議案第119号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正について

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

区分	降車する停留所			
横沢	富士見峠、大日 又は南アルプ スユネスコエ コパーク 自然の家	井川駅前、西山 平、公民館前、 井川小中学校 入口、井川小中 学校前、井川本 村、中野、南ア ルプスユネス コエコパーク 井川ビジター センター、診療 所、渡船場、井 川大橋、中山、 大島、北小跡入 口、田代又は小 河内	白樺荘	

乗車する 停留所	横沢		500円	710円	1,220円
	富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家	500円	200円	500円	1,010円
	井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所、渡船場、井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内	710円	500円	200円	500円
	白樺荘	1,220円	1,010円	500円	

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

運賃の額	金額			
	1箇月	3箇月	4箇月	6箇月
片道200円	6,310円	17,920円	23,930円	33,910円
片道300円	9,470円	26,880円	35,850円	50,920円

備考 小学校の児童の金額は、この表の金額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市自家用有償旅客運送自動車条例別表第4の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発行された定期乗車券を有する者は、同日以後に当該定期乗車

券を使用して静岡市自家用有償旅客運送自動車を利用することができる。